

住まいに関する補助金・助成一覧(南大阪)



この表は、各市町村のホームページの内容(平成28年8/29現在)を抜粋し、概要のみをまとめたものです。公募の締め切り・公募条件・補助内容等の詳細は直接自治体へお問い合わせください。

朋友金属株式会社

自治体	名称	対象工事	対象者	申請時期	補助・助成額	限度額	担当課
和泉市	いずみ安心住まい(スマイル)事業	介護予防が必要な高齢者に対して、家庭での事故を防止するための住まい改修	介護予防の取組みが必要と判断された65歳以上の和泉市民で在宅の方。介護保険の要支援、要介護の認定を受けていない方	工事着工前 締め切りは平成29年2月1日	対象となる改修費(上限5万円)の9割分		和泉市 生きがい健康部 高齢介護室 高齢支援担当 電話:0725-41-1551(代表) 0725-99-8132(直通)
	和泉市木造住宅耐震改修補助制度	耐震評点が1.0未満の木造住宅を1.0以上に改修する工事又は、シェルター設置工事	昭和56年5月31日以前に工事着手し、耐震診断で評点が1.0未満の木造住宅の所有者で、年間所得が1,200万円以下の者	工事着工前	工事費600,000円以下は全額。(工事費-600,000)×1/3+600,000	1,000,000円	建築・開発指導室 建築指導担当 0725-99-8141(直通)
	太陽光発電システム設置費交付事業	住宅の屋根等への設置に適した、低圧配電線と逆潮流有りで連系していること	自ら居住する住宅に発電システムを設置された方	平成28年7月1日～平成28年1月31日	1キロワットあたり20,000円	(上限4キロワット 80,000円)	和泉市 環境産業部 環境保全課 電話:0725-99-8121(直通)
河内長野市	子育て・若年夫婦マイホーム取得補助制度	住宅を新築又は売買により取得	申請日現在で、夫婦に小学生未満(就学前)の子どもがいる世帯、夫婦共に40歳未満の夫婦のみの世帯	平成29年3月31日まで	住宅ローン額500万円以上1,500万円未満の場合補助額は10万円、1,500万円以上2,500万円未満の場合は20万円、2,500万円以上の場合は30万円		都市づくり部 都市創生課0721-53-1111
	高齢者住宅改修助成事業	住まいの段差を解消したり、手すりをつけたりするなど	要介護(要支援)認定を受けていない65歳以上の高齢者	工事着工前			0721-53-1111 健康長寿部 いきいき高齢課
千早赤阪村	定住促進空き家活用補助事業	新しく村に移住するための空き家を改修	村外から転入し、所有又は購入する空き家に移住し、5年以上定住する意思のある人。所有する空き家を貸し出し、入居予定者から入居の誓約書などを受領した人		対象経費の1/2の額(購入者:上限50万円、所有者:上限30万円)		千早赤阪村役場 0721-72-0081
	木造住宅の耐震改修設計、改修	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断結果が「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定されたもの	市町村民税所得割額が304,200円未満		40万円(なお、耐震改修に要する費用が40万円未満の場合は、その額。)		まちづくり課 0721-72-0081(代表)
	住宅改修費の助成	便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改修	介護保険の要介護認定で非該当(自立)と判定された人		前年所得税額が4万円以下の世帯は補助率 2/3、前年所得税額が7万円以下の世帯は 1/2。	20万円	健康福祉課 0721-72-0081内線343
河南町	太陽光発電システム設置費補助	住宅の屋根等へ設置に適した、逆潮流有りて連系し、かつ、太陽電池の最大出力が10キロワット未満の太陽光発電システムであること。	町内で自らが所有し居住する宅(新築を含む)等に対象システムを設置する(した)もの	～H28年12月16日	受給最大電力の値に30000円を乗じた額	105000円	まち創造部 環境・まちづくり推進課 電話番号:0721-93-2500
太子町	耐震改修補助	木造住宅で昭和56年5月31日以前に建築されたもの(耐震診断結果の数値が1.0未満)の改修工事	町民税所得割額304,200円未満である人	工事着工前	70万円。(ただし直近の月額所得が214,000円以下の場合は90万円。)または、耐震改修工事に要する費用のいずれか低い額		地域整備室にぎわいまちづくりグループ 電話:0721-98-5521
富田林市	富田林市近居同居促進給付事業	親子での近居または同居を目的として住宅を購入する若者世代に対して住宅購入費用の一部を助成します。	本市に1年以上居住する親世帯との近居または同居を目的として、27年4月1日～29年3月31日(金)までの間に本市で住宅(中古を含む)を取得し、当該住宅に居住する人	4月1日(金)～29年3月31日(金)まで	支給金額 近居の場合=30万円 居の場合=50万円	同	住宅政策課0721-25-1000 (内線437)
	耐震診断・改修補助制度	昭和56年5月31日以前に建てられた建物耐震診断・改修工事	昭和56年5月31日以前に建てられた建物所有者、年間の所得が1,200万円以下	工事着工前	診断は費用の90%限度額45,000円。改修は費用の3分の1限度額100万円		住宅政策課0721-25-1000 (内線438)
大阪狭山市	住宅用太陽光発電システム設置費補助制度	受給最大電力が、10キロワット未満	太陽光発電システムを設置する人。太陽光発電システム付き住宅を取得する人	平成28年7月1日から平成28年8月31日まで	システムの受給最大電力1キロワットあたり2万5,000円	10万円	政策調整室企画グループ TEL072-366-0011(代表)
	木造住宅耐震改修補助制度	耐震改修技術者が作成した耐震改修設計に基づいて行う改修工事	昭和56年5月31日以前に建築された住宅で「倒壊する可能性がある」または「倒壊する可能性が高い」と判定されたもので居住している住宅を所有。直近の市町村民税所得割額が304,200円未満の方	工事着工前	耐震改修工事に要する費用(工事費・工事監理費)	40万円	都市整備部都市計画グループ TEL072-366-0011(代表)
岸和田市	再生可能エネルギー等設備導入補助制度	太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池の同時置、または家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置	既に設置した人、設置工事を開始している人は対象外。	6月1日～先着順	5万円(補助対象設備の組み合わせについては事前にご確認ください)		環境保全課 岸和田市環境事務所 温暖化対策担当 Tel:072-423-9464
	◎耐震改修(設計)補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受け建築された住宅	前年の市町村民税所得割額の合計が304,200円未満である場合		費用に0.7を乗じて得た額。ただし、補助対象者の属する世帯の月額所得214,000円以下の場合、上限90万円/戸・千円未満切捨て)	70万円	岸和田市役所別館2階 耐震推進担当 Tel:072-423-9569
貝塚市	耐震改修補助制度	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てられた木造住宅(耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの)の改修	対象住宅に現に居住しているもの及びこれから居住しようとするもので市民税所得割額が、304,200円未満		700,000円。但し、補助対象者の属する世帯の月額所得が、214,000円以下の場合には900,000円(補助対象経費の額が上記金額以下の場合は、その額。)		都市政策部 危機管理課 072-433-7392

熊取町	木造住宅耐震改修補助制度	耐震診断の結果が「構造評点1.0未満(倒壊のおそれがある)」と判定された木造住宅の耐震改修工事	補助対象建築物の所有者で年間所得金額が1,200万円以下の方	申請期間 毎年4月1日～11月30日	1戸あたり定額700,000円 ただし、世帯全員の合計所得月額が214,000円以下の世帯については、1戸あたり定額900,000円となります。		まちづくり計画課(開発指導グループ) 072-452-6401	
泉佐野市	既存木造住宅耐震関連補助	昭和56年5月31日以前に原則建築確認を受けて建築された木造住宅で耐震診断の結果、評点1.0未満で、耐震設計に基づいた耐震改修工事	市民税所得割額が304,200円未満の方		70万円限度額(所得月額214,000円未満の方は90万円限度額)		都市計画課 電話番号:072-463-1212	
	住宅リフォーム工事	耐震改修補助を受けての耐震改修工事と同時に同一棟での住宅リフォーム工事	市民税所得割額が304,200円未満の方、資産が1,000万円以下であること			40万円	都市計画課 電話番号:072-463-1212	
	三世同居等支援事業	住宅の新築等	平成27年4月1日以降、高齢者世帯と同居または同居することとされたこども世帯		助成限度額10万円を比較して低い額	10万円	高齢介護課 電話番号:072-463-1212	
田尻町	耐震改修補助	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅改修工事	補助対象建築物の所有者。所有者の直近の年間所得合計額が1,200万円以下		耐震改修計画の作成、耐震改修工事に要する費用で40万円が限度額		都市政策課 電話:072-466-5006	
泉南市	木造住宅耐震改修補助金	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅(地階を除く階数が2以下)耐震診断結果の数値が1.0未満の住宅改修工事	対象住宅の所有者で年収目安910万円以下		補助金は40万円(月額所得により60万円)とします。費用(設計費用を含む)が40万円(月額所得により60万円)未満の場合は、その額		都市整備部都市計画課	
堺町	新築住宅取得補助制度	平成30年3月31日までの間に住宅の新築又は新築住宅の購入により、取得(住宅の所有権保存登記)が行われた住宅。	自らが居住するため堺町内に住宅の取得を行い、満40歳未満であり、かつ、婚姻又は義務教育終了前の者を扶養し、同居している方。または、同居の配偶者が満40歳未満である方。	H30/3月末まで(住宅取得日から60日以内)	10万円に次の額を加算した額とします。 (1)補助対象者が町外在住者の場合・・・5万円(2)補助対象者が義務教育終了前の者を扶養している場合・・・5万円		まちづくり戦略室 地方創生企画政策担当 072-492-2775(ダイヤルイン)	
	中古住宅取得補助制度	平成30年3月31日までの間に住宅の購入により、取得(住宅の所有権保存登記)が行われた住宅。	自らが居住するため堺町内に住宅の取得を行い、満40歳未満であり、かつ、婚姻又は義務教育終了前の者を扶養し、同居している方。または、同居の配偶者が満40歳未満である方。	H30/3月末まで(住宅取得日から60日以内)	5万円(1)補助対象者が町外在住者又は義務教育終了前の者を扶養している場合は5万円(2)補助対象者が義務教育終了前の者を扶養している場合は5万円		まちづくり戦略室 地方創生企画政策担当 072-492-2775(ダイヤルイン)	
	耐震診断補助	耐震診断・改修			事前に相談			都市整備部 建築課 建築係 072-492-2746(ダイヤルイン)
忠岡町	木造住宅耐震改修補助	昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された木造住宅の改修工事			補助は定額70万円。補助対象世帯の月額所得が21万4千円以下の場合、定額90万円			
泉大津市	高効率給湯器設置補助金	潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)、ガスエンジン給湯器(エコウィル)、CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)、家庭用燃料電池(エネファーム)等の設置	市内に住所を有し、みずからが居住する住宅に設置する人。設置後の申請	設置期間: H28/4/1～ H29/3/31	上限1～5万円(機種による)		泉大津市 環境課 電話番号:0725-33-1131	
	エコハウス認定奨励金	ア.住宅用太陽光発電システム イ.太陽熱利用システムor高効率給湯器 ウ.電気自動車or蓄電池orHEMS	エコハウス設備ア・イ・ウのうち、それぞれ1つ以上を平成24年4月1日以降に設置し、平成28年4月1日から平成29年3月31日の間にア・イ・ウ全ての設置を完了し、現に所有している人	平成28年4月1日～平成29年3月31日	奨励金の額 5万円		泉大津市 環境課 電話番号:0725-33-1131	
	住宅用太陽光発電システム設置に補助金	住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して補助金を交付します。	市内に住所を有し、みずからが居住する住宅に設置する人	平成28年4月1日～平成29年3月31日	出力1kW当たり1万5千円(上限9万円/件) ※受給最大電力が10kW未満のものが対象			泉大津市 環境課 電話番号:0725-33-1131
	耐震改修補助制度	昭和56年5月31日以前に建築された市内の木造住宅で現に居住しているものに対し、耐震改修	補助対象建築物の所有者		補助対象者世帯の月額所得が、214,000円以下の場合定額60万円。補助対象者世帯の月額所得が、214,000円を超える場合は定額40万円			まちづくり政策課・建築住宅係 電話番号:0725-33-1131
高石市	空き家対策補助制度	空き家バンク制度で成約し登録物件を売却、購入又は賃貸借する場合に費用の一部を補助			購入した住宅のリフォームに要する費用を最大30万円補助。住宅を購入した場合に、登記費用、仲介手数料、引越にに係る費用を最大20万円補助。			
	耐震改修補助制度	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断結果による構造評点1.0未満の建物改修	年間所得が699万円以下の方		70万円とする。工事費用が70万円未満の場合は、その額とする。月額所得金額が214,000円以下の場合定額90万円とする。		土木部 建築住宅課 建築住宅係 電話:072-275-6418	
堺市	堺市スマートハウス化支援事業	太陽光発電システム、HEMS、エネファーム、定置用リチウム蓄電池システムピークル・トゥー・ホームシステム		平成28年4月15日より受付開始予定			環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 電話:072-228-7548	
	耐震改修工事						建築都市局 開発調整部 耐震化推進室 電話:072-228-7482	
	既存住宅省エネ改修補助事業	本市の補助を受けて耐震改修工事を行う昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、窓の断熱改修など省エネ改修の工事					建築都市局 開発調整部 耐震化推進室 電話:072-228-7482	